

令和7年度 鹿児島市立甲東中学校 いじめ防止基本方針

1 はじめに

甲東中学校いじめ防止基本方針は、学校、家庭、地域住民、その他の関係者が連携して、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)12条の規定に基づき、県及び市のいじめ防止基本方針を踏まえ、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処をいう。)のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

2 いじめの防止についての基本的な考え方

「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)

第2条 (いじめの定義)

「いじめ」とは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

いじめは、すべての生徒に関する問題であり、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるよう、学校全体で組織的に対応していく。

また、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにするために、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることだと、生徒が十分に理解できるような対策をとる。

加えて、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、地域、家庭その他の関係者と連携し、いじめ問題を克服することを目指す。

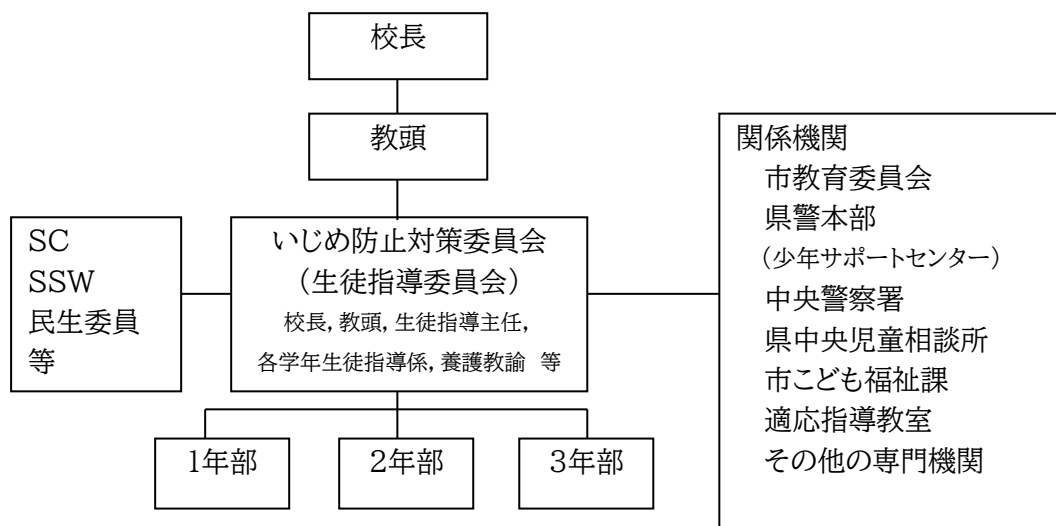
3 いじめ防止対策委員会(生徒指導委員会)

(1)目的

いじめを未然に防止し、その兆候を早期に発見し、いじめに関する事案に対処するとともに、学校組織としてその解決を図る。

(2)組織構成

校長、教頭、生徒指導主任、各学年生徒指導係、養護教諭、また、必要に応じて他の教職員、スクールカウンセラー、関係機関も参加できる。



(3)役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

年度当初の職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効のあるいじめ防止対策に努める。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

学校だより等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等をお知らせする。

エ いじめに対する措置(いじめ事案への対応)

- ① いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解決に向けた指導・支援態勢を組織する。
- ② 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ③ 問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

4 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1)未然防止の取組 「いじめ防止取組の年間計画」を参照

ア 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動・ボランティア活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。

イ 授業、行事、生徒会活動、部活動等において生徒の活動や努力を認め、自己存在感・自己肯定感を育むことができるよう努める。

ウ 情報モラル教育を推進し、生徒が携帯電話やスマートフォン等の正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者・被害者とならぬよう継続的に指導する。

エ 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。

オ 「いじめ防止啓発月間(ニコニコ月間)」において、標語及びポスター作製に取組み、優秀な作品等を校内で掲示または給食時の放送で紹介し啓発に努める。

カ 生徒会生活部が主体となり、全校朝会・学年朝会において、服装・身なり検査を実施することで、生徒の自治力を高める。

キ 生徒会が主体となり本校スローガンである「花と歌とボランティアと」を実践する。(朝の清掃活動・あいさつ運動、グリーンタイム、合唱コンクールに向けた各学級の取組)

(2)早期発見の取組 「いじめ防止取組の年間計画」を参照

ア いじめアンケートを実施(生徒・保護者向け)し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。

イ 夏休みに家庭訪問、三者面談や教育相談を実施し、生徒及び保護者との信頼関係を築き、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

ウ 全職員が日頃より学校生活における生徒の人間関係の把握に努める。

エ スクールカウンセラーの紹介とスクールソーシャルワーカーの周知を行う。

オ いじめ電話相談等の外部機関の紹介や生徒が相談しやすい環境を整える。

カ 顕著な遅刻や早退を繰り返す生徒、連続して3日欠席した生徒、また、保健室の利用が多い生徒について、積極的な家庭連絡・家庭訪問を行う。

(3)いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ防止対策委員会」を中心に組織的に対応する。

イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。

- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署等とも連携して行う。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味 ～「いじめ防止対策基本方針」平成25年法律第71号より～

ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合(法第28条第1項第1号に係る事態)

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神症の疾患を発症した場合

イ 相当の期間学校を欠席することを余議なくされている場合(法第28条第1項第2号に係る事態)

- 不登校の定義を踏まえ、年間30日以上欠席を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席している場合には、上記目安に関わらず学校の判断により迅速に調査する。

(2) 重大事態への緊急対応

ア 重大事態の報告

重大事態を認知した場合、管理職は市教育委員会を通じて、直ちに市長へ報告する。

イ 全校体制による緊急対応

「いじめ防止対策委員会」が母体となり、以下の事項について役割分担して、市教育委員会と連携して全校体制で対応する。

- 事態の状況確認、情報収集、情報整理
- 生徒の状況確認と支援・指導、生徒・保護者・教職員の心のケア
- PTA・警察などとの連携など

ウ 市教育委員会との連携

以下の事項について、市教委委員会と連携して行う。

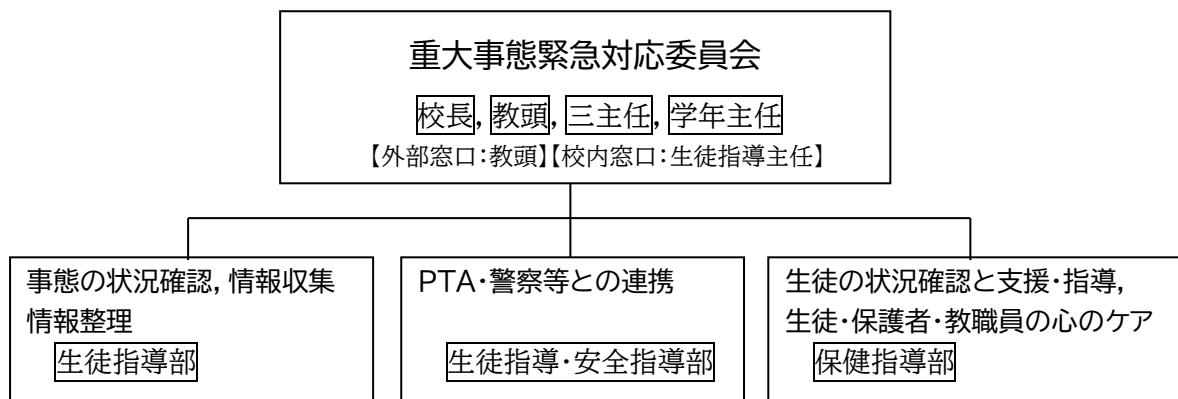
- 情報確認、情報収集、情報整理したことを市教育委員会に報告
- 臨床心理相談員やスクールカウンセラーなどの緊急派遣等の人的要請
- 県教育委員会や警察などとの連携についての要請

(3) 学校による調査

法第28条第1項の規定に基づき、重大事態に対処するとともに、再発防止に資することを目的として、事実関係を明確にするための調査を行う。

ア 調査の組織

「重大事態緊急対応委員会」を設置して各チームに分かれて調査を行い、連携を図って対応する。



イ 事実関係を明確にするための調査の実施

以下のような事実関係を、可能な限り調査する。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、関係機関等との情報連携を図りながら、客観的な事実関係を速やかに調査する。

・いつ(いつ頃から) ・どこで ・誰が ・何を、どのように(態様) ・なぜ(人間関係の状況や学校の対応に関する課題など)

- いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合、聴き取り調査を中心に実施するなど、調査については十分な配慮を行い、インターネット上のプライベートに関する情報拡散・風評被害等にも配慮する。
 - ・いじめられた生徒の学校復帰を最優先とした調査
 - ・情報を提供してくれた生徒の安全確保
 - ・県教育委員会が実施する「学校ネットパトロール事業」を活用した緊急監視の実施
- いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合(いじめられた生徒が入院又は意識不明等の病状や死亡した場合)、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、今後の調査について協議し、調査に着手する。

(4)その他の留意事項

ア 心のケア

いじめられた生徒及びその保護者はもちろんのこと、調査そのものが調査対象の生徒や保護者に心的負担を与えることも考慮し、調査の実施と並行して、市教育委員会に臨床心理相談員やスクールカウンセラーを依頼する。

イ 調査にあたっての説明等

いじめられた生徒及び保護者に対して調査方法や調査内容について十分説明し、合意を得ておく。調査結果についても、適時・適切な方法で報告する。

ウ 調査対象の生徒及び保護者に対して

調査によって得られた結果については、分析・整理した上で、いじめられた生徒及びその保護者に情報提供する旨を十分説明し、承諾を得ておく。

エ 報道取材の対応

プライバシーへの配慮を十分に行い、事実に基づいた、正確で一貫した情報を提供するために、窓口を教頭として、市教育委員会と連携をとりながら対応する。

6 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル(Plan→Do→Check→Action)で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) 学校評議員会の内容や各学期末に実施する教職員、保護者、生徒への学校評価アンケートの結果をもとに、いじめに関する取組の検証・見直しを行う。

7 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は、各家庭に周知するとともに、ホームページに掲載する。